

保険法対応について

平成 22 年 4 月 1 日より保険法（平成 20 年法律第 56 号）が施行されます。これに伴い弊社では「住まいの保障プラン」の約款、重要事項説明書および保険契約申込書を一部改訂し、同日より実施することと致しました。今回の改訂に伴う保険料の変更はございません。変更点等につきまして、下記のとおりご案内申し上げます。

主な約款の改定内容

(1) 告知義務に関する規定の見直し

(告知義務)

従前より質問応答方式で申込書等で「告知事項」としてお尋ねする内容を明示しておりましたが、約款上において告知頂きたい事項を明確化いたしました。

(2) 保険金の支払時期に関する規定の見直し

保険金の支払時期をご契約者様からの保険金請求手続が開始された日から 30 日以内にお支払いするとしていましたが、保険金をお支払いするにあたり、事実確認に必要な調査、照会等によって追加の期間が掛かる場合の規定を追加致しました。調査等が必要な場合には、ご契約者様に対して確認が必要な事項および保険金をお支払いする期限をお知らせ致します。

※本規定は、2010 年 4 月 1 日以降に発生した保険事故であれば、2010 年 4 月 1 日以前に保険期間開始された契約についても適用されます。

(3) 他の保険契約がある場合の保険金支払方法に関する規定の見直し

同一の家財に複数の他の保険が締結された（重複契約）場合については、それぞれの保険契約で支払うべき金額を按分することなく、独立した責任額を全額保障されます。（ただし、損害額を超えて複数の保険会社から保険金を受け取ることはできません。）

(4) 重大事由による保険契約解除規定の新設

故意に事故を発生させたり、保険金請求等に関し詐欺を行う等の、弊社とご契約者様との間の信頼関係の存続を著しく損なう重大な事由があった場合には、弊社から保険契約を解除させて頂くことがあります。

(5) 借用住宅の用途変更による保険契約解除規定の新設

弊社の住まいの保障プランは、居住用の借用住宅専用となっております。ご契約期間の途中で、居住用から業務用もしくは業務と併用（SOHO 等）に変更なされた場

合には、本プランでの引受対象外となりますので、保険契約解除をさせていただきます。
この場合には、解除となった日を基準に残余期間について保険料を返戻いたします。

(6) 保険契約取消規程の新設

保険契約者、記名被保険者またはこれらの代理人の詐欺または強迫によって弊社が保険契約を締結した場合には、弊社は当該保険契約を取り消すことができます。

(7) 保険金額の調整規定の新設

保険契約締結の際に、保険金額が保険の目的の価額を超過していた場合で、保険契約者、記名被保険者またはこれらの代理人が善意でかつ重大な過失がなかった場合には、弊社に対する書面による通知をもってその超過部分について、取り消すことができます。

また、保険契約締結の後に、保険の目的の価額が著しく減少した場合にも、弊社に対する書面による通知をもって減少した保険の目的の価額に至るまでの減額を行うことができます。

(8) 保険金等請求権の時効について

保険金、解約返戻金についての請求権の時効を、2年から3年に変更いたしました。

(9) 賃貸住宅入居者賠償責任保険における、保険金の先取特権規定の新設

賠償責任に関わる事故が生じた場合で、被害者より当会社に保険金請求があった場合には、被保険者に優先して被害者に対して保険金の支払を優先します。

※本規定は、賃貸住宅入居者賠償責任保険固有の規定となります。

(10) 破産規定の新設

弊社が破産手続開始の決定を受けたときには、保険契約者または被保険者は保険契約を解約することができます。保険契約者等が当該契約を解約しなかった場合には、破産手続開始の決定日から3ヶ月を経過した日に失効します。

(11) 遡及適用

- ・ 「重大事由による解除」、「保険金額の調整」については、平成22年3月31日以前に締結された保険契約にも適用致します。
- ・ 「保険金の支払時期」、「保険金の先取特権」については、平成22年3月31日以前に締結された保険契約で、平成22年4月1日以降に事故が発生した場合には、これを適用します。